

## 函館市イベントボランティア登録要綱

(目的)

第1条 この要綱は、イベントボランティア（以下「ボランティア」という。）の申込みおよび登録に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(ボランティアの活動内容)

第2条 ボランティアの活動内容は、市が共催および協力するイベントの会場設営、案内、清掃、通訳等のイベント運営補助全般とする。

(申込条件)

第3条 ボランティアの申込みをすることができる者は、申込みをしようとする年度の4月1日において、満15歳以上の者（中学生は除く）である国内外の個人およびこれらの者で構成される団体とする。

(ボランティアの申込み)

第4条 ボランティアの申込みは、この要綱に定める事項を承諾の上、「函館イベントガイドボランティア申込みフォーム」によりしなければならない。

(ボランティアの登録)

第5条 市は、前条第1項の申込みを承認したときは、当該申込みをした者をボランティアとして登録する。

(ボランティア募集情報の発信)

第6条 ボランティアの募集情報の発信を希望するイベントの主催者（以下「主催者」という。）は、市が別に定める方法により、ボランティア募集発信の申込みをしなければならない。

2 市は、前項の申込みがあったときは、ボランティア募集情報を、前条の規定によりボランティアとして登録された者（以下「登録者」という。）に対して発信するものとする。ただし、ボランティアの募集情報を発信することが適当でないと認めるときは、主催者に対して、理由を付して発信を拒否することができる。

(登録の抹消)

第7条 市は、次のいずれかに該当するときは、ボランティアの登録を抹消することができる。

- (1) 登録者から抹消の申出があったとき。
- (2) 市が登録者として不適格と認めたとき。

(登録者への情報提供)

第8条 登録者へのボランティア活動の募集の案内は、電子メールにより行うものとする。

(個人情報の利用範囲)

第9条 登録者の個人情報の利用は、ボランティア活動に関する情報等を電子メールにより送付する場合に限るものとし、市以外のものが利用することはない。

(担当部署)

第10条 ボランティアの登録および募集情報の発信に関する事務は、観光部観光振興課が行う。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、ボランティアの運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成31年(2019年)4月22日から施行する。